

第5回京都府いじめ防止対策推進委員会

日 時：平成28年2月24日(水) 14:00～16:00

場 所：ルビノ京都堀川「松」

会議次第

1 開会

2 説明事項

(1) 前回委員会の概要

(2) 京都府いじめ調査について

(3) 平成28年度当初予算について

3 その他

4 閉会

説明 1

平成27年度第4回いじめ防止対策推進委員会 概要

- 1 日 時 平成27年11月25日(水) 午後2時00分から同4時00分
- 2 場 所 ルビノ京都堀川「松」
- 3 出席者 【委員】5名(2名欠席)
【府教委】教育企画監、学校教育課長 他
【傍聴者】なし
- 4 概 要
(事務局からの説明事項)
 - (1) 前回委員会の概要
 - (2) 平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」等について
 - (3) 平成27年度第2回京都府いじめ調査について
 - (4) 平成28年度の取組について
 - (5) 「京都府教育振興プラン(中間年改訂版)」の最終案について

<主な意見>

※ ○は委員、●は事務局

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」等について

- いじめられた児童生徒の相談の状況として、京都府は全国に比べて担任の先生への相談が増えている。教員の側でも、校内研修や話し合いが日常的に行われるようになっており、学校の意識が高くなっていると感じる。
- その一方で、スクールカウンセラーや保護者、家族に相談するのが、全国に比べてどの校種でも少ない。
- 京都府では、アンケート調査だけでなく、聞き取り調査をしているのが、他府県と違って担任への相談が多い要因であると考えている。スクールカウンセラーは、どちらかという、不登校の児童生徒が相談するケースが多い。
重篤な事案については保護者から訴えがあることもあるので、保護者との常日頃からの連携が大切であると考えている。
- 解消について、京都府は96%だが、低い県だと70%程度と全国で差があるが、解消に関する位置づけが違うのか。こういう場合は解消になるというような定義的なものはあるのか。京都府として解消をどのように捉えているのか。

- 解消については、文部科学省でも定義はなく、学校の判断に任せている。京都府で解消率が高いのは、いじめとして認知した事案について、次の日ぐらいには仲良くなっているような軽微なものが多いためと捉えている。経過を見て、引き続き指導する必要があるようなケースは2段階にあげ、見逃さないようにしている。
- 他府県では、一応解消していても、時間が経過してまた再発したり、別の状況が起きるといような事例も聴くので、各学校にこういうのが解消ですよという指針等を示しても良いのかも知れない。
- 社会的圧力として、解消率に拘るがために、双方が本当の意味で納得していないのに、儀式的に仲直りして解消しましたというようなことにならないよう丁寧に対応することが必要である。
- 実態把握のための具体的な方法について、個人ノート、生活ノートというのがあるが、中学校で見ると、全国平均に比べて、京都府ではかなり低い。
- 個人ノート等を実施されている学校もあるが、それで把握することは難しいということもあり、アンケート調査を一律実施して、些細なものから、いやな思いをしたものを拾っている。その結果、アンケート調査によるものが高くなり、個人ノート等によるものは低くなっている。
- だれにも相談してないという項目が気になるが、アンケート調査との関係はどうか。
- アンケート調査の聞き取り調査を行い、そこで解決したかどうかを確認し、まだ解決していないとなれば、そこからが相談した件数となる。自分達で相談して解決した、誰にも相談せずに解決したという軽いものが多く含まれている。
- 個人ノートをやっている学校はあるが、勉強ノートの的なもので、そこに自分の生活のことを書いたりするまでの活用はされてない実態がある。
- 岩手県のケースでも、日常の指導があっただろうが、合間合間の記録として残っている生活ノートが表に出て、とても冷たい対応しかしていないように見られてしまうと、教員にとって指導しづらくなる。
- スクールカウンセラーへの相談件数が少ないことに関して、不登校を中心に対応しているとのことだが、不登校、いじめ、虐待は関連していることも多く、学校内で得た情報を出し合い、研修することも必要ではないか。

- 学校組織の中でスクールカウンセラーがどう位置付けられているか、まさに今言われているチーム学校になっているのかどうかにも関わる。いじめや対人関係で苦しんだ場合に、もっと早期に関わっていけるように、組織の一員として十分機能していく必要がある。
- スクールカウンセラー等の中には、スクールソーシャルワーカーも入ると思うが、スクールソーシャルワーカーは直接子どもに対応すると言うよりも、教員へのコンサルテーションの役割が大きいのではないかと。スクールカウンセラーも含めた役割分担が議論されてもいい。
- いじめの件数に関わっては、2段階がいじめであるとの捉え方もあるが、京都府では、文部科学省との調整で、法律の条文にあわせて、いやな思いをしたもの全てをいじめとして報告しており、その結果、圧倒的に小学校が多くなっている。
- 文部科学省も再調査をしたが、京都府のやり方がリーディングケースでありモデルケースであると思う。
- 1段階から2段階に拾い上げるものが学校によってまちまちではないか。結構深刻な事例が1段階扱いされていて、後で大きな事象となって、学校の先生方が苦勞して対応されている事例も多いと感じる。
- 一番期待されているのは、いじめ認知の問題だが、アンケート等で把握した時に、どのように学校内組織で検討・対応し、手順を踏んで、出口の部分として解消できるかというパッケージで捉えることも大切である。
- 認知に関しては、本人の訴えがあれば、拾い上げるという姿勢が大切で、そういう面で京都は非常に広く拾っているが、解消の捉え方を検討しなければならないかもしれない。
- いじめか遊びかの見極めには、普段から複数の教職員で見ることが大切で、学校におけるいじめの問題に対する日常の取組が大切である。子どもたちの世界はダイナミックに動くので、いじめについて、職員同士でいろいろ話し合ったり、研修等で具体のケースについて解消したかどうか検証する機会も大切である。
- 大人の社会にもいじめやセクハラ、DVとかモラハラ等がある中で、大学に進学したり社会に出る前の段階である高校の時期に、いろいろな知識を持ち、自分の人権も相手の人権も大切に人権感覚を養っておくことが大切である。

平成28年度の取組について

- 保護者向けのチラシは、多言語のものもあった方がよい。
- リーフレット類の活用に関する指針のようなものがあればよい。
また、これらの資料が有効に役立っているかに関わって、学校でどのように活用したかの報告や結果が示される仕組みがあれば良いのではないか。スクールカウンセラーがこのチラシを活用することも考えられる。
- 校内研修での教職員用ハンドブックについても、工夫や有効な活用の仕方を検討していく必要がある。例えば、グループワークやロールプレイを取り入れ、チーム学校としての対応方法を検証したり、加害側の子どもに関わって、アセスメントベースでその子がなぜ問題行動を繰り返すのか、背景に何があるのかを取り上げることも大切である。
- いじめの定義というベース的な部分からきっちり押さえた上で、チェックリストでいかに子どもたちの変化を見逃がさず、さらには具体的にいじめているのを見たらどのように対応するのかについて、文章ではなく流れでもわかるように工夫して作っている。若い教員が増えている中、初任者研修でも活用して指導してもらっている。

「京都府教育振興プラン（中間年改訂版）」の最終案について

- いじめには発達障害が関係するケースも多く、個々のケースで深い理解と個々に応じた解決のスキルという専門性が求められるので、特別支援教育の推進が盛り込まれているのは良い。
- 発達障害の中には、不適切な養育や虐待などを背景に抱えている場合も多く、そういう指摘も盛り込んで、違う視点からも対応していくのが良い。
- 単に数値目標だけを上げるのではなく、教員の日々の関わりや支援が大切。そのためには症例研究やケーススタディ、ロールプレイで、教員がスキルを上げることが求められる。

説明2

平成27年度京都府いじめ調査(第2回)の結果について(小中学校)

1 アンケート調査の状況

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	181	22	84	7
無記名式	11	2	6	0

<対象児童生徒数>

	在籍者数	調査者数	家庭訪問等による調査者数(内数)	未調査者数	第1回から連続して未調査者数(内数)
中学校	31,564	31,332	184	232	163

2 認知・解消件数

	小学校						中学校					
	1段階		2段階		3段階		1段階		2段階		3段階	
	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消
府立							8	7	3	2	0	0
向日市	785	781	4	0	0	0	93	86	7	0	0	0
長岡京市	900	815	108	23	0	0	81	39	43	1	0	0
大山崎町	174	174	52	52	0	0	24	24	17	17	0	0
宇治市	1,861	1,860	10	9	0	0	165	146	35	16	0	0
城陽市	827	747	80	0	0	0	86	79	7	0	0	0
八幡市	662	661	4	3	0	0	84	83	2	1	0	0
京田辺市	823	793	30	0	0	0	55	50	5	0	0	0
木津川市	1,825	1,824	5	4	0	0	159	154	7	2	0	0
久御山町	166	163	4	1	0	0	8	5	6	3	0	0
井手町	62	61	1	0	1	0	5	5	1	1	0	0
宇治田原町	33	33	0	0	0	0	14	13	1	0	0	0
精華町	235	234	1	0	0	0	37	37	1	1	0	0
相楽東部連合	22	22	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0
亀岡市	1,085	1,079	10	4	0	0	60	60	1	1	0	0
南丹市	295	295	4	4	0	0	19	19	9	9	0	0
京丹波町	111	111	0	0	0	0	12	11	1	0	0	0
綾部市	288	284	6	2	0	0	36	35	1	0	0	0
福知山市	602	602	7	7	0	0	82	81	10	9	0	0
舞鶴市	829	826	7	4	0	0	117	110	7	0	0	0
宮津市	252	252	0	0	0	0	31	31	0	0	0	0
京丹後市	510	504	9	3	0	0	50	49	3	2	0	0
伊根町	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
与謝野町	102	101	6	5	0	0	13	12	7	6	0	0
中学校組合							12	6	6	0	0	0
合計	12,456	12,229	348	121	1	0	1,257	1,148	180	71	0	0
平成26年度第2回	11,050	10,777	428	155	0	0	1,626	1,460	278	112	0	0

3 いじめの態様

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
		小学校	1段階	7,353	2,738	3,715	2,345	511	1,167	1,755
	2段階	217	63	100	52	21	22	34	11	22
	3段階	1	0	1	1	0	0	1	0	1
中学校	1段階	864	156	268	120	29	106	80	82	130
	2段階	134	20	35	15	5	7	14	6	25
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

4 未調査者の状況

理由	小学校	中学校
保護者、生徒とも居所不明	0	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	15	62
保護者や生徒が調査に応じない。	40	61
フリースクール等の学校以外の施設に通所	145	100
病気・入院・死亡等により調査ができない。	9	7
その他	0	2
合計	209	232

平成27年度いじめ調査(第2回)の結果について(府立学校)

1 アンケート調査の状況

	高 校		特別支援学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	47	0	10	1
無記名式	0	0	0	0

<対象児童生徒数>

	在籍者数	調査数	家庭訪問等による調査(内数)	未調査数	第1回から
					連続して未調査の数(内数)
高 校	34,347	34,197	79	150	34
特別支援	1,545	1,533	26	12	11

(特別支援学校は小・中・高3学部の合計)

2 認知・解消件数

	1段階		2段階		3段階	
	認知	解消	認知	解消	認知	解消
高校(全日制)	370	286	97	13	0	0
高校(定時制)	42	31	14	3	0	0
高校(通信制)	1	1	0	0	0	0
特別支援学校	72	47	32	7	0	0
合計	485	365	143	23	0	0

3 いじめの態様

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
		高校(全日制)	1段階	227	32	45	15	9	45	21	48
	2段階	61	9	10	5	1	11	8	8	5	118
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校(定時制)	1段階	30	5	9	2	6	4	5	6	1	68
	2段階	11	0	0	0	0	1	1	0	1	14
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校(通信制)	1段階	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	2段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校	1段階	45	8	10	7	0	6	6	4	12	98
	2段階	23	2	5	4	0	0	2	1	4	41
	3段階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(いじめの態様については、複数回答可)

- ① ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

4 未調査者の状況

理由	全日制	定時制	通信制	特支学校
保護者、生徒とも居所不明	0	0	—	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	24	29	—	1
保護者や生徒が調査に応じない。	4	35	—	8
フリースクール等の学校以外の施設に通所	0	0	—	0
進路変更(転学・退学)の手続き中である。	22	0	—	1
休学中、または休学の手続き中である。	12	9	—	0
施設に入所中である。	0	0	—	0
留学中である。	7	0	—	0
本人の心身が不安定なため、調査に応じられない。	3	0	—	1
病気・入院・死亡等により調査ができない。	5	0	—	1
合 計	77	73	※	12

(※ 通信制はスクーリング受講生徒のみを調査対象としている)

平成25年度以降の京都府いじめ調査結果について

1 調査の状況

(1) アンケート調査の状況 (学校数)

【25年度】

学校種	第1回調査				第2回調査			
	府様式		独自様式		府様式		独自様式	
	記名式	無記名式	記名式	無記名式	記名式	無記名式	記名式	無記名式
小学校	166	14	34	16	191	11	13	15
中学校	78	2	12	7	82	6	6	5
高等学校	46	0	0	0	46	0	0	0
特別支援学校	9	2	0	0	9	0	2	0
計	299	18	46	23	328	17	21	20

【26年度】

学校種	第1回調査				第2回調査			
	府様式		独自様式		府様式		独自様式	
	記名式	無記名式	記名式	無記名式	記名式	無記名式	記名式	無記名式
小学校	189	13	21	2	186	20	18	1
中学校	78	9	8	1	81	9	6	0
高等学校	46	0	0	0	46	0	0	0
特別支援学校	10	0	1	0	10	0	1	0
計	323	22	30	3	323	29	25	1

【27年度】

学校種	第1回調査				第2回調査			
	府様式		独自様式		府様式		独自様式	
	記名式	無記名式	記名式	無記名式	記名式	無記名式	記名式	無記名式
小学校	177	15	22	2	181	11	22	2
中学校	79	8	10	0	84	7	6	0
高等学校	47	0	0	0	47	0	0	0
特別支援学校	10	0	1	0	10	0	1	0
計	313	23	33	2	322	18	29	2

※ 単位「校」

(2) 対象児童生徒数

【25年度】

学校種	第1回調査			第2回調査		
	在籍数	調査数	未調査数	在籍数	調査数	未調査数
小学校	64,464	64,223	241	64,435	64,067	368
中学校	32,372	31,737	635	32,375	31,536	839
高等学校	35,850	34,609	1,241	35,621	34,399	1,222
特別支援学校	1,459	1,390	69	1,462	1,450	12
計	134,145	131,959	2,186	133,893	131,452	2,441

【26年度】

学校種	第1回調査			第2回調査		
	在籍数	調査数	未調査数	在籍数	調査数	未調査数
小学校	63,584	63,358	226	63,654	63,336	318
中学校	31,909	31,370	539	31,939	31,380	559
高等学校	35,524	34,461	1,063	35,364	34,386	978
特別支援学校	1,493	1,464	29	1,489	1,466	23
計	132,510	130,653	1,857	132,446	130,568	1,878

【27年度】

学校種	第1回調査			第2回調査		
	在籍数	調査数	未調査数	在籍数	調査数	未調査数
小学校	63,065	62,851	214	62,687	62,478	209
中学校	31,580	31,319	261	31,564	31,332	232
高等学校	34,617	34,519	98	34,347	34,197	150
特別支援学校	1,546	1,530	16	1,545	1,533	12
計	130,808	130,219	589	130,143	129,540	603

※ 単位「人」

2 認知・解消件数

【25年度】

学校種	第1回調査						第2回調査					
	1段階		2段階		3段階		1段階		2段階		3段階	
	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消
小学校	15,756	13,139	293	171	0	0	12,942	10,737	251	143	0	0
中学校	2,679	2,185	231	128	2	1	2,188	1,774	181	116	0	0
高等学校	628	403	59	15	0	0	484	378	62	55	0	0
特別支援学校	83	37	8	3	0	0	58	37	4	1	0	0
計	19,146	15,764	591	317	2	1	15,672	12,926	498	315	0	0

【26年度】

学校種	第1回調査						第2回調査					
	1段階		2段階		3段階		1段階		2段階		3段階	
	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消
小学校	12,012	11,505	690	183	0	0	11,050	10,777	428	155	0	0
中学校	2,178	1,944	324	90	0	0	1,626	1,460	278	112	0	0
高等学校	541	429	133	21	0	0	364	266	106	8	0	0
特別支援学校	75	55	20	0	0	0	73	45	28	0	0	0
計	14,806	13,933	1,167	294	0	0	13,113	12,548	840	275	0	0

【27年度】

学校種	第1回調査						第2回調査					
	1段階		2段階		3段階		1段階		2段階		3段階	
	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消
小学校	11,946	11,673	345	72	1	0	12,456	12,229	348	121	1	0
中学校	1,669	1,519	207	57	1	0	1,257	1,148	180	71	0	0
高等学校	421	305	135	19	0	0	413	318	111	16	0	0
特別支援学校	92	75	21	4	0	0	72	47	32	7	0	0
計	14,128	13,572	708	152	2	0	14,198	13,742	671	215	1	0

※ 単位「人」

参 考

平成27年度いじめ調査の実施について（概要）

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査を通じて、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒（京都市立学校を除く）

3 調査方法

学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケート調査と個別の聞き取り調査を実施する。

- ※ アンケート調査については、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。
- ※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校1・2・3年生に対しては、アンケート調査によらない調査方法も可とする。
- ※ 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

- (1) 1回目、2回目の調査は3の調査方法により、市町(組合)教育委員会が定める期日までに実施すること。
- (2) 2回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて平成28年3月末までに調査を実施すること。
- (3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施すること。

5 結果の集計

- (1) 調査結果は次の3段階で集計する。

1段階	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 ※「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。
2段階	1段階の中で教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要があると判断したもの。 ※学校として生徒指導体制を構築して学年、学校等のレベルで対応策を講じ、継続的に解消に向けた取組を進めたり経過観察をしたりするなどの必要がある(あった)ものとする。 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 1段階の中で未解消の状態のもの(解消したように見えていても引き続き経過観察が必要なものを含む。) ・ 学校を欠席している状態が継続するなど、3段階に至る恐れのあるもの
3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。 ・ 2段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。 ※なお、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、3段階として認知するものとする。 その場合、1段階及び2段階にもカウントすること。

- (2) 各段階ごとに「件数」「解消件数」「態様」を集計する。
- (3) 集計には、アンケート調査等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

6 結果の公表

- (1) 学校は、調査結果について教職員以外の外部(学校評議員、スクールカウンセラー等)の視点を取り入れた第三者による検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。
- (2) 今回の調査に基づく報告結果については、原則公表するものとする。

京都府のいじめ防止等事業・施策一覧

京都府いじめ防止基本方針 2 いじめの防止等のために 京都府が実施する施策	平成28年度事業・施策 (●:教育委員会所管、◇:知事部局所管、◎:警察本部所管)
(1) いじめの防止 ○ 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成	●「京の子ども 明日へのとびら」作成配布 (7,200千円) ●規律ある行いを実践する教育推進事業 (2,500千円) ・実生活でのルールや決まりについて、自ら考え理解することで、規範意識を実際の行動に移せる能力を育成 (各校(園)で活用できる体系化したカリキュラム作成)
○ いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携	●いじめ対応のための附属機関等の設置 (1,000千円) (「京都府いじめ防止対策推進委員会」の運営) ◇いじめ対応のための附属機関等の設置 (734千円) (「京都府いじめ調査委員会」、「京都府いじめ問題対策連絡会議」の運営) ●いじめ早期対応緊急指導教員配置 (定数活用) ・いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員を配置し、学校体制の強化を図る ※非常勤講師の配置 ●いじめ未然防止・早期解消支援チーム派遣 (1,000千円) ・生徒指導経験者・専門家等によるチームが、外部視点での学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施 ●いじめ危機管理チーム派遣 (1,000千円) ・深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣 ◎スクールサポーター配置 (警察) ・各警察署単位等に警察官OBをスクールサポーターとして配置し、学校へ派遣 (26警察署、本部少年サポートセンター (南部・北部) より:計42名配置)
○ いじめの防止等のための教職員の資質能力向上	●生徒指導講座実施 (総合教育センター講座) ●小中学校生徒指導主任会議開催
○ いじめに関する調査研究等の実施	●いじめ対策等生徒指導推進事業 (5,000千円)
○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発	●PTAとの連携 ・地域の教育力を活かした声かけ・見守り運動の展開、保護者向け非行防止教室の実施 ●教職員用ハンドブック等作成・配付 ◎非行防止教室の実施 (警察) ・スクールサポーターや現職警察官等による非行防止教室を各学校で開催 (小・中・高:全校で実施)

(2) いじめの早期発見	○ 教育相談体制の活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● スクールカウンセラー配置(小・全中・高)(227,433千円) <ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士によるカウンセリング ・児童生徒、教職員・保護者への助言・援助 ⑦(小:27校、中・高:全校、特支:1) ● まなび・生活アドバイザー配置(124,262千円) <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣の確立、学習習慣の定着、課題を抱える児童に対する家庭支援等生徒指導体制の強化 ⑦(小:26校、中:27校 高:2校) ● 心の居場所サポーター配置(19,673千円) <ul style="list-style-type: none"> ・相談室等で相談・学習支援を行うため、心理を学ぶ大学院生や教員を志望する大学生等を心の居場所サポーターとして配置 ⑦(小:16校、中:22校に配置) ● トータルアドバイザー教育相談(6,000千円) ● 家庭教育相談(8,000千円) ● 24時間電話相談(14,876千円) ◇ 私立学校修学相談センター支援事業(4,500千円) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・いじめ問題等の解決を促進するため、私立学校が共同設置する相談機関への助成 </div> <p>◎ ヤングテレホンの設置(警察)</p>
	○ 定期的な実態把握	● 全公立学校(京都市立除く)いじめ調査実施(年2回)
	○ 地域や家庭との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ● <再掲>PTAとの連携 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・地域の教育力を活かした声かけ・見守り運動の展開、保護者向け非行防止教室の実施 </div>
(3) いじめへの対処	○ 多様な外部人材の協力等による問題解決に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <再掲> ● いじめ対応のための附属機関等の設置 ● いじめ早期対応緊急指導教員配置 ● いじめ未然防止・早期解消支援チーム派遣 ● いじめ危機管理チーム派遣 ◎ スクールサポーター配置(警察) ● スクールカウンセラー配置(小・全中・高) ● まなび・生活アドバイザーの配置
	○ インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校非公式サイト監視等ネットいじめ対策(7,818千円) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・学校非公式サイトなどネット上の監視(京都市立を除く公立のみ) </div> <ul style="list-style-type: none"> ● ネットいじめ通報サイト ◇ 青少年のネットトラブル相談窓口(H27~新規) ◇ 学校非公式サイト監視等ネットいじめ対策(私学)(4,191千円)
	○ 学校相互間の連携協力体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域別生徒主任会議 ◎ 学校警察連絡会議(警察署単位等)

平成 28 年度当初予算案主要事項説明

(平成 27 年度 2 月補正予算含む)

文化スポーツ部・教育委員会

事業名	いじめ防止対策等推進事業費		
予算額	320,330千円 (うち2月補正 28,000千円)	新規・継続の別	一部新規
事業内容 目的 対象 方法等	1 目的		
	いじめ、不登校、問題行動や少年による凶悪犯罪の発生などが社会問題となっていることを踏まえ、学校等における問題の早期発見や児童生徒、保護者の相談に対応する総合的なサポート体制（相談体制）を充実するとともに、いじめ、不登校対策や生徒指導の充実を図る。		
	2 内容 (単位：千円)		
	事項	内容	事業費
	○未然防止から早期解消に向けて		
	いじめ未然防止・早期解消支援チーム設置	専門家等によるチームが学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施	1,000
	○未然防止		
	規律ある行いを実践する教育推進事業	法をはじめ、実生活でのルールや決まりについて、自ら考え、理解した上で、態度や行動に移せる能力を育成	2,500
	○早期発見・相談体制		
	スクールカウンセラーの配置	臨床心理士による児導生徒、教職員、保護者へのカウンセリング	212,443
	心の居場所サポーターの配置	相談室等で相談・学習支援を行うため心の居場所サポーターを配置	19,673
	24時間電話相談等の実施	24時間電話相談、トータルアドバイスセンター教育相談、家庭教育相談等の実施	28,876
	私立学校修学相談センター支援事業	いじめ問題等の解決を促進するため、私立学校が共同設置する相談機関への助成	4,500
	ネットいじめ対策	学校非公式サイトなどネット上の監視	12,009
	○早期解決に向けた対応		
	いじめ早期対応緊急指導教員の配置	いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員（非常勤講師）を配置し、学校体制の強化を図る。	-
	○重大事案への対応		
	いじめ危機管理チームの派遣	深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣	1,000
	○組織の設置		
	いじめ対応のための附属機関等の設置	いじめ防止対策推進法に規定する調査審議の実施及び重大事態の調査を実施する附属機関等を設置	1,734
○不登校対策の充実			
不登校児童生徒支援モデル事業<2月補正>【新規】	・フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援や適応指導教室の設置・機能拡充を支援	28,000	
ふれあい宿泊学習、学校不適應の未然防止に係る調査研究等を実施		8,595	
計		320,330	

平成28年度当初予算案主要事項説明

(平成27年度2月補正予算含む)

教育委員会

事業名	少年非行防止対策事業費											
予算額	13,347 千円	新規・継続の別	継続									
事業内容 目的 対象 方法等	<p>1 目的</p> <p>児童生徒の暴力行為等の問題行動の早期解決を図るため、未然防止の観点から対策を実施する。</p> <p>2 内容</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>内容</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校段階での問題行動等の未然防止の推進</td> <td>「まなび・生活アドバイザー」の配置 課題を抱える児童に対する家庭支援などの個別指導及び生徒指導体制の強化 ※課題のある中学校の管内小学校に配置</td> <td>13,347</td> </tr> <tr> <td>課題の多い学校の生徒指導体制の強化</td> <td>生徒指導緊急指導教員の配置 暴力行為の多発等課題の多い学校に緊急的に教員を配置し、生徒指導を強化 ※非常勤講師の配置</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	事項	内容	事業費	小学校段階での問題行動等の未然防止の推進	「まなび・生活アドバイザー」の配置 課題を抱える児童に対する家庭支援などの個別指導及び生徒指導体制の強化 ※課題のある中学校の管内小学校に配置	13,347	課題の多い学校の生徒指導体制の強化	生徒指導緊急指導教員の配置 暴力行為の多発等課題の多い学校に緊急的に教員を配置し、生徒指導を強化 ※非常勤講師の配置	—		
	事項	内容	事業費									
小学校段階での問題行動等の未然防止の推進	「まなび・生活アドバイザー」の配置 課題を抱える児童に対する家庭支援などの個別指導及び生徒指導体制の強化 ※課題のある中学校の管内小学校に配置	13,347										
課題の多い学校の生徒指導体制の強化	生徒指導緊急指導教員の配置 暴力行為の多発等課題の多い学校に緊急的に教員を配置し、生徒指導を強化 ※非常勤講師の配置	—										

平成28年度当初予算案主要事項説明

(平成27年度2月補正予算含む)

文化スポーツ部・健康福祉部・教育委員会

事業名	子どもの未来を守る事業費			
予算額	3,091,860千円 (うち2月補正 782,214千円)	新規・継続の別	一部新規	
事業内容 目的 対象 方法等	1 目的 すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、子どもの未来を守る施策を推進する。			
	2 内容 教育：441,422千円 (単位：千円)			
	事項	内容	事業費	
	○「家庭の養育力」を高め、未来を守る			
	私立高等学校あんしん修学支援事業(一部)	・修学の意志のある私立高校生が安心して勉学に打ち込めるよう修学費用負担を軽減	1,394,565	文
	ひとり親家庭自立支援事業(一部2月補正)(新規)	・養成機関において資格取得を目指すひとり親への入学準備及び就職準備に要する資金貸付制度を創設	420,600	健
	母子父子寡婦等資金貸付金【拡充】	・母子父子寡婦世帯への経済的助成のため貸付を実施(修学資金の貸付限度額を1.5倍に増額)	450,188	健
	○「学校の教育力」で未来を守る			
	京都市「学力向上教育サポーター」事業<一部2月補正>【新規】	・京都市「効果のある学校」推進事業 ・子どもの学習・生活支援ワークショップ事業	131,905	教
	小学生個別補充学習実施事業【拡充】	・学習のつまずきを解消するため、小学4、5年生で補充学習を実施	10,000	教
	府立高校「セカンドラニング教室」設置事業	・府立高校の中退を防止するため、学力課題のある生徒を対象に個別指導を実施	1,000	教
	特別支援学校「職業学科」設置事業【新規】	・職業的自立の促進に向け、城陽支援学校に職業学科設置のための教材等の整備	5,000	教
	特別支援教育充実事業等	・発達障害のある児童生徒等に対する教員配置等の支援体制を整備	258,791	教
	○「地域力」で未来を守る			
	ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業<一部2月補正>【拡充】	・ひとり親家庭等の子と親が集うことができる居場所の整備、「親」を対象の学び直し支援	62,435	健
子どもの未来づくりサポーター活動支援事業【新規】	・若い世代が主体となった子どもの貧困対策に係る取組に対する支援制度を創設	2,000	健	
地域未来塾開設支援事業【拡充】	・地域の協力による中学生対象の原則無料の学習支援	6,726	教	
不登校児童生徒支援モデル事業<2月補正>【新規】	・フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒の支援や適応指導教室の設置・機能拡充を支援	28,000	教	
施設等入所児童社会生活自立支援事業<一部2月補正>【新規】	・児童養護施設等と連携し、入所中から退所後を通じた児童の生活や就労に関する支援を実施するとともに、生活基盤の安定のための貸付事業等を実施	320,650	健	
計		3,091,860		

平成28年度当初予算案主要事項説明

(平成27年度2月補正予算含む)

教育委員会

事業名	京都市「学力向上教育サポーター」事業費		
予算額	131,905千円 (うち2月補正 44,714千円)	新規・継続の別	一部新規
事業内容 目的 対象 方法等	<p>● 京都市「効果のある学校」推進事業 新規 <2月補正> 13,000千円</p> <p>1 目的 困難な状況に置かれている児童生徒をはじめ、すべての児童生徒の基礎学力の充実と希望進路の実現をめざす学校モデルを構築する。</p> <p>2 内容 小中学校に「学校体制づくり」、「発達障害・不登校」、「幼児教育」の3分野の専門家チーム（「教育力向上型」サポーター）を派遣するとともに、学区の地域をつなぐ「地域ネットワーク型」サポーターを配置し、学力課題の調査・分析や指導、地域のネットワークづくりを実施</p> <p>● 子どもの学習・生活支援プラットフォーム事業 <一部2月補正></p> <p>(1) 31,714千円 (2) 87,191千円</p> <p>1 目的 (1) 福祉等の専門家を学校に派遣し、必要な学習支援、福祉施策につなぐためのケース会議を開催できる体制を整備する。 (2) 府内の小・中学校に「まなび・生活アドバイザー」を配置することにより、児童生徒の基本的な生活習慣の確立及び学習習慣の定着を図る。</p> <p>2 内容 (1) 子どもの状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、学校に社会福祉士、臨床心理士等を派遣 <2月補正> (2) 小・中学校に「まなび・生活アドバイザー」を配置し、子どもの生活・学習習慣の確立を支援 (㊟小学校21人、中学校18人)</p>		